

大阪堂島商品取引所 受託契約準則新旧対照表

新	旧
<p>(反対売買による決済)</p> <p>第15条 受託会員は、委託を受けた取引について、委託者の指示により、これを転売又は買戻しをしたときは、その約定値段等により売買差損益金を計算するものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、受託会員は、委託を受けた取引で当月限に係るものについて、指示日（大豆、小豆及び精糖にあっては当月限納会日の属する月の14日（休業日である場合は順次繰り上げる。）、とうもろこしに<u>あっては当月限納会日の属する月の前月15日</u>（休業日である場合は順次繰り上げる。）、粗糖及び冷凍えびにあっては当月限納会日の属する月の前月末日（休業日である場合は順次繰り上げる。）及び米穀にあっては当月限納会日の属する月の10日（休業日である場合は順次繰り上げる。）をいう。以下同じ。）に委託者から受託会員が定める決済方法のうちいずれかの指示を受けることができるものとし、当該委託者から指示日の午後4時までにその指示がないとき又はその指示が受託会員が定める決済方法と異なるものであるときは、指示日の翌営業日以降の立会において、当該取引を当該委託者の計算において転売又は買戻しにより処分するものとする。この場合において、受託会員は、当該取引を転売により処分する場合は業務規程第22条第3項に定める下位の制限値段、買戻しにより処分する場合は同項に定める上位の制限値段で転売又は買戻しを行うよう指示されたものとみなす。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 第1項の規定は、前条第1項、本条第3項、第4項若しくは第5項、次条第3項、第24条、第24条の2、<u>第24条の3</u>、第26条第1項、第2項若しくは第3項、第37条の2、第42条第4項又は第71条第3号の規定による委託を受けた取引の処分について準用する。</p> <p>(委託手数料)</p> <p>第17条 委託者は、取引が成立した場合（第14条第1項、第15条第3項若しくは第4項、前条第2項、第24条、第24条の2、<u>第24条の3</u>、第26条第1項、第2項若しくは第3項、第37条の2の規定による取引の処分を含む。）及び受託会員が定める場合においては、受託会員が定めるところにより、委託手数料を受託会員に支払うものとする。</p> <p>(取引の処分通知)</p>	<p>(反対売買による決済)</p> <p>第15条 受託会員は、委託を受けた取引について、委託者の指示により、これを転売又は買戻しをしたときは、その約定値段等により売買差損益金を計算するものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、受託会員は、委託を受けた取引で当月限に係るものについて、指示日（大豆、小豆及び精糖にあっては当月限納会日の属する月の14日（休業日である場合は順次繰り上げる。）、とうもろこし、粗糖及び冷凍えびにあっては当月限納会日の属する月の前月末日（休業日である場合は順次繰り上げる。）及び米穀にあっては当月限納会日の属する月の10日（休業日である場合は順次繰り上げる。）をいう。以下同じ。）に委託者から受託会員が定める決済方法のうちいずれかの指示を受けることができるものとし、当該委託者から指示日の午後4時までにその指示がないとき又はその指示が受託会員が定める決済方法と異なるものであるときは、指示日の翌営業日以降の立会において、当該取引を当該委託者の計算において転売又は買戻しにより処分するものとする。この場合において、受託会員は、当該取引を転売により処分する場合は業務規程第22条第3項に定める下位の制限値段、買戻しにより処分する場合は同項に定める上位の制限値段で転売又は買戻しを行うよう指示されたものとみなす。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 第1項の規定は、前条第1項、本条第3項、第4項若しくは第5項、次条第3項、第24条、第24条の2、第26条第1項、第2項若しくは第3項、第37条の2、第42条第4項又は第71条第3号の規定による委託を受けた取引の処分について準用する。</p> <p>(委託手数料)</p> <p>第17条 委託者は、取引が成立した場合（第14条第1項、第15条第3項若しくは第4項、前条第2項、第24条、第24条の2、第26条第1項、第2項若しくは第3項、第37条の2の規定による取引の処分を含む。）及び受託会員が定める場合においては、受託会員が定めるところにより、委託手数料を受託会員に支払うものとする。</p> <p>(取引の処分通知)</p>

大阪堂島商品取引所 受託契約準則新旧対照表

新	旧
<p>第23条 第19条第1項の規定は、第14条第1項、第15条第3項、第4項若しくは第5項、第16条第3項、次条、第24条の2、第24条の3、第26条第1項、第2項若しくは第3項、第37条の2、第42条第4項又は第71条第3号の規定による処分について準用する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第23条 第19条第1項の規定は、第14条第1項、第15条第3項、第4項若しくは第5項、第16条第3項、次条、第24条の2、第26条第1項、第2項若しくは第3項、第37条の2、第42条第4項又は第71条第3号の規定による処分について準用する。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(<u>上場商品等の廃止又は休止における措置等</u>)</p> <p>第24条の3 <u>受託会員は、委託を受けた取引について本所が上場商品若しくは上場商品指数の廃止若しくは休止を行うこと、取引の種類の変更若しくは変更を行うこと又は取引の期限の変更を行うこととなり、本所が定めた廃止する日、休止する日又は変更する日の立会終了時における全建玉（これらの日が当月限納会日に当たる場合の当月限に係る建玉を除く。）について、帳入値段等によって取引の決済の結了が行われることとなったときは、当該委託者に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。この場合において、当該委託者は、これに対し異議を申し立てることができない。</u></p>	<p>(<u>新設</u>)</p>
<p>(一任売買等の禁止)</p> <p>第25条 受託会員は、商品市場における取引につき、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 顧客の指示を受けないで、顧客の計算によるべきものとして取引する行為（第14条第1項、第15条第3項、第4項若しくは第5項、第16条第3項、第24条、<u>第24条の2</u>、前条、次条第1項、第2項若しくは第3項、第37条の2、第42条第4項又は第71条第3号の規定により処分する場合を除く。）</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(一任売買等の禁止)</p> <p>第25条 受託会員は、商品市場における取引につき、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 顧客の指示を受けないで、顧客の計算によるべきものとして取引する行為（第14条第1項、第15条第3項、第4項若しくは第5項、第16条第3項、第24条、前条、次条第1項、第2項若しくは第3項、第37条の2、第42条第4項又は第71条第3号の規定により処分する場合を除く。）</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(とうもろこし及び粗糖の受渡しによる決済の特例)</p> <p>第41条 委託者は、とうもろこし及び粗糖の取引を受渡しにより決済しようとするときは、第16条及び第21条の規定にかかわらず、本条の規定により行うものとする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 委託者は、受渡日の前営業日の<u>午後4時</u>までに、売方であるときは受渡しにより決済しようとする売付けに係る受渡書類を、買方であるときは受渡しにより決済しようとする買付けに係る総取引金額を受託会員に差し入れるものとする。</p>	<p>(とうもろこし及び粗糖の受渡しによる決済の特例)</p> <p>第41条 委託者は、とうもろこし及び粗糖の取引を受渡しにより決済しようとするときは、第16条及び第21条の規定にかかわらず、本条の規定により行うものとする。</p> <p>2～4 (略)</p>

大阪堂島商品取引所 受託契約準則新旧対照表

新	旧
<p>6・7 (略)</p> <p>8 受託会員は、前項の規定により委託を受けた取引を受渡しにより決済したときは、遅滞なく、書面により、次に掲げる事項を当該委託者に通知しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上場商品構成物品の銘柄（とうもろこしにあっては生産国、粗糖にあっては産糖国名及び産糖年度）</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>9～11 (略)</p> <p>(米穀（新潟コシ、秋田こまち及び宮城ひとめ）の受渡しによる決済の特例)</p> <p>第42条 委託者は、米穀（業務規程第8条第2項第4号ロ、ハ及びニに定める米穀に限る。以下この条において同じ。）の取引を受渡しにより決済しようとするときは、第16条及び第21条の規定にかかわらず、本条の規定により行うものとする。</p> <p>2～10 (略)</p> <p>(取引代金の決済等)</p> <p>第50条 委託者は、オプション取引の新規の買付け又は買戻しを行ったときは、取引が成立した日の翌営業日正午までの受託会員が指定する日時までに総取引金額を受託会員に差し入れるものとする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項、第2項及び第3項の規定は、第14条第1項、第24条、第24条の2、<u>第24条の3</u>、<u>第26条第1項</u>、第2項若しくは第3項又は第37条の2の規定による委託を受けた取引の処分について準用する。</p> <p>(委託手数料)</p> <p>第55条 委託者は、オプション取引が成立した場合（第14条第1項、第24条、第24条の2、<u>第24条の3</u>、<u>第26条第1項</u>、第2項若しくは第3項又は第37条の2の規定による取引の処分を含む。）又はオプション取引の権利行使若しくは権利行使の割当てを受けた場合及び受託会員が定める場合においては、受託会員が定めるところにより、委託手数料を受託会員に支払うものとする。</p>	<p>5 委託者は、受渡日の前営業日の午後3時まで、売方であるときは受渡しにより決済しようとする売付けに係る受渡書類を、買方であるときは受渡しにより決済しようとする買付けに係る総取引金額を受託会員に差し入れるものとする。</p> <p>6・7 (略)</p> <p>8 受託会員は、前項の規定により委託を受けた取引を受渡しにより決済したときは、遅滞なく、書面により、次に掲げる事項を当該委託者に通知しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上場商品構成物品の銘柄（粗糖にあっては産糖国名及び産糖年度）</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>9～11 (略)</p> <p>(米穀（新潟コシ及び秋田こまち）の受渡しによる決済の特例)</p> <p>第42条 委託者は、米穀（業務規程第8条第2項第4号ロ及びハに定める米穀をいう。以下この条において同じ。）の取引を受渡しにより決済しようとするときは、第16条及び第21条の規定にかかわらず、本条の規定により行うものとする。</p> <p>2～10 (略)</p> <p>(取引代金の決済等)</p> <p>第50条 委託者は、オプション取引の新規の買付け又は買戻しを行ったときは、取引が成立した日の翌営業日正午までの受託会員が指定する日時までに総取引金額を受託会員に差し入れるものとする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項、第2項及び第3項の規定は、第14条第1項、第24条、第24条の2、第26条第1項、第2項若しくは第3項又は第37条の2の規定による委託を受けた取引の処分について準用する。</p> <p>(委託手数料)</p> <p>第55条 委託者は、オプション取引が成立した場合（第14条第1項、第24条、第24条の2、第26条第1項、第2項若しくは第3項又は第37条の2の規定による取引の処分を含む。）又はオプション取引の権利行使若しくは権利行使の割当てを受けた場合及び</p>

大阪堂島商品取引所 受託契約準則新旧対照表

新	旧
<p>附則</p> <p>1 <u>令和2年1月23日開催の理事会で決議された第15条（反対売買による決済）及び第41条（とうもろこし及び粗糖の受渡しによる決済の特例）の変更は、農林水産大臣認可の日（令和2年2月7日）又は令和2年4月16日のいずれか遅い日から施行する。</u></p> <p>2 <u>第42条（米穀（新潟コシ、秋田こまち及び宮城ひとめ）の受渡しによる決済の特例）の変更は、農林水産大臣認可の日（令和2年2月7日）又は令和2年4月21日のいずれか遅い日から施行する。</u></p> <p>3 <u>第17条（委託手数料）、第23条（取引の処分通知）、第25条（一任売買等の禁止）、第50条（取引代金の決済等）及び第55条（委託手数料）の変更並びに第24条の3（市場等の廃止又は休止における措置等）の新設は、農林水産大臣認可の日（令和 年 月 日）から施行する。</u></p> <p>4 <u>変更前の業務規程（令和2年1月23日開催の理事会において決議された一部変更等が施行される前の業務規程をいう。）第8条第2項第3号の標準品の取引に係る決済については、変更前の受託契約準則第15条第4項によるものとする。</u></p> <p>5 <u>第1項及び第2項の規定にかかわらず、天災地変その他やむを得ない事由により、第1項又は第2項に定める日に施行することが適当でないと本所が認める場合は、理事会が定める日に施行するものとする。</u></p>	<p>受託会員が定める場合においては、受託会員が定めるところにより、委託手数料を受託会員に支払うものとする。</p> <p><u>（新設）</u></p>